

件名

非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に関する基準の一部を改正する件

○内閣府告示第 号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の第十三第十五項の規定に基づき、非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に関する基準（平成二十九年内閣府告示第五百四十号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(累積投資勘定等に受け入れることができる上場株式等の範囲)</p> <p>第二条 租税特別措置法施行令第二十五条の第十三第十五項に規定する内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件は、次の各号に掲げる上場等株式投資信託の区分に応じ当該各号に定める要件とする。</p> <p>一 上場株式投資信託 次に掲げる要件</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 累積投資勘定（租税特別措置法第三十七条の第十四第五項第五号に規定する累積投資勘定（同項第七号に規定する特定累積投資勘定を含む。）をいう。以下同じ。）において当該上場株式投資信託の受益権が振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿をいう。以下同じ。）への記載若しくは記録又は保管の委託がされている期間（②において「管理期間」という。）を通じて当該上場株式投資信託が次に掲げる要件を満たしていること。</p> <p>(1) 当該上場株式投資信託の受益権の当該累積投資勘定への受入れ又は当該累積投資勘定からの払出し（当該上場株式投資信託の受益権の譲渡に係る払出しに限る。）に際して、当該上場株式投資信託の受益者から当該累積投資勘定に</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(累積投資勘定等に受け入れることができる上場株式等の範囲)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 「同上」</p> <p>(1) 当該上場株式投資信託の受益権の当該累積投資勘定への受入れ又は当該累積投資勘定からの払出し（当該上場株式投資信託の受益権の譲渡に係る払出しに限る。）に際して、当該上場株式投資信託の受益者から当該累積投資勘定に</p>

係る非課税口座（租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座をいう。以下同じ。）が開設されている金融商品取引業者等（同条第一項に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）に支払われることとされている手数料（当該受入れの時に当該金融商品取引業者等と当該受益者との間で締結されている契約に係る約款において定められている手数料に限り、あらかじめ当該金融商品取引業者等と当該受益者との間で締結されている定期譲渡等契約（上場株式投資信託の受益権又は公募株式投資信託の受益権につき、定期的に継続して譲渡をし、又は信託契約の一部の解約をすることを約する契約をいう。次号ロ(3)において同じ。）に係る約款において定められている当該譲渡又は一部の解約をするために通常必要と認められる実費を勘案した適正な額の手数料を除く。）の当該受益権の対価に対する割合の上限が一万分の百二十五以下とされていること。

〔2〕(4) 略

ハ 当該上場株式投資信託の委託者指図型投資信託約款において、信託財産は別表第一下欄に掲げる指数のうち、いずれか一の指数に採用されている資産に投資を行い、その信託財産の受益権の一口当たりの純資産額の変動率を当該一の指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行う旨の定めがあること。

係る非課税口座（租税特別措置法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座をいう。以下同じ。）が開設されている金融商品取引業者等（同条第一項に規定する金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）に支払われることとされている手数料（当該受入れの時に当該金融商品取引業者等と当該受益者との間で締結されている契約に係る約款において定められている手数料に限る。）の当該受益権の対価に対する割合の上限が一万分の百二十五以下とされていること。

〔2〕(4) 同上

ハ 当該上場株式投資信託の委託者指図型投資信託約款において、信託財産は別表第一下欄に掲げる指定指数のうち、いずれか一の指定指数に採用されている資産に投資を行い、その信託財産の受益権の一口当たりの純資産額の変動率を当該一の指定指数の変動率に一致させることを目的とした運用を行う旨の定めがあること。

〔二〕へ 略〕

二 公募株式投資信託 次に掲げる要件

イ 〔略〕

ロ 累積投資勘定において当該公募株式投資信託の受益権が振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている期間（②において「管理期間」という。）を通じて当該公募株式投資信託が次に掲げる要件を満たしていること。

〔1〕・〔2〕 略〕

〔3〕 当該累積投資勘定に受け入れている公募株式投資信託の受益権の譲渡又は当該公募株式投資信託の終了若しくは信託契約の一部の解約に際して、当該公募株式投資信託の受益者から金融商品取引業者等に対して手数料（当該公募株式投資信託の信託財産に帰属するもの及びあらかじめ当該金融商品取引業者等と当該受益者との間で締結されている定期譲渡等契約に係る約款において定められている当該譲渡又は一部の解約をするために通常必要と認められる実費を勘案した適正な額の手数料を除く。）が支払われないこととされていること。

〔4〕 〔略〕

ハ 指定インデックス投資信託以外の公募株式投資信託にあつては、次に掲げる要件を満たしていること。

〔1〕 基準計算期間において投資の対象としていた資産のうち、主たる投資の対象としていた資産が株式又は公社債であ

〔二〕へ 同上〕

二 〔同上〕

イ 〔同上〕

ロ 〔同上〕

〔1〕・〔2〕 同上〕

〔3〕 当該累積投資勘定に受け入れている公募株式投資信託の受益権の譲渡又は当該公募株式投資信託の終了若しくは信託契約の一部の解約に際して、当該公募株式投資信託の受益者から金融商品取引業者等に対して手数料（当該公募株式投資信託の信託財産に帰属するものを除く。）が支払われないこととされていること。

〔4〕 〔同上〕

ハ 〔同上〕

〔1〕 基準計算期間において投資の対象としていた資産のうち、主たる投資の対象としていた資産が株式であつて、投資

つて、投資の対象としていた資産が次のいずれかに該当すること。

- 〔i〕～〔iv〕 略
- 〔2〕～〔4〕 略
- ニ 〔略〕

(対象商品届出書)

第三条 〔略〕

2 〔略〕

3 第一項に規定する対象商品届出書は、同項第五号チに掲げる日の十五日前までに提出しなければならない。

(別表第一)

番号	地域の区分	指数
1	国内	TOPIX
〔2〕 ～ 4 〕		〔略〕
5		読売株価指数

の対象としていた資産が次のいずれかに該当すること。

- 〔i〕～〔iv〕 同上
- 〔2〕～〔4〕 同上
- ニ 〔同上〕

(対象商品届出書)

第三条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 第一項に規定する対象商品届出書は、同項第五号トに掲げる日の十五日前までに提出しなければならない。

(別表第一)

番号	地域の区分	指数
1	〔同左〕	〔同左〕
〔2〕 ～ 4 〕		〔同左〕
〔加える。〕		

<u>6</u>		JPXプライム150指数		[加える。]	
<u>7</u> ～ <u>13</u>	海外等	[略]		<u>5</u> [同左]	[同左]
14		CRSP US Total Market Index		<u>11</u>	CRSP U.S. Total Market Index
<u>15</u>		MSCI Europe Index		12	
<u>16</u>		FTSE Developed Europe All Cap Index		[加える。]	
<u>17</u>		STOXX Europe 600		[加える。]	
<u>18</u>		MSCI Pacific Index		[加える。]	
<u>19</u>		MSCI AC Asia Pacific Index		[加える。]	
<u>20</u> ～ <u>22</u>		[略]		<u>13</u> ～ <u>15</u>	[同左]

(別表第二)

(別表第二)

6		Bloomberg Global Treasury Index
		Bloomberg Global Aggregate Index
		Bloomberg U.S. Government Bond Adjusted Bond Index
8		Bloomberg Euro Government Bond Adjusted Bond Index
		Bloomberg Euro Government Bond Index
10		J.P. Morgan GBI-EM Global Diversified
		J.P. Morgan Emerging Markets Bond Index Plus
11		J.P. Morgan Emerging Markets Bond Index Plus
12	不動産投資 信託	国内 [略]
		海外等 [略]
11		Barclays Capital Global Treasury
		Bloomberg - Barclays Global Aggregate Index
		Barclays U.S. Government Bond Adjusted Bond Index
13		Barclays Euro Government Bond Adjusted Bond Index
		Barclays Euro Government Bond Index
15		J.P. Morgan GBI EM Global Diversified
		J.P. Morgan Emerging Market Bond Index Plus
16		J.P. Morgan Emerging Market Bond Index Plus
17	[同左]	[同左]
		[同左]
18～ 20	[同左]	[同左]
		[同左]

16			FTSE Nareit Equity REITS In dex				
(注) [略]							
21			FTSE NAREIT Equity REITS In dex				
(注) [同左]							
備考 表中の「」の記載は注記である。							